

# 經濟論叢

第七十七卷 第一號

---

- 住民税の問題點……………神戸 正 雄…（ 1 ）
- 資本主義より労働主義へ……………作 田 莊 一…（ 14 ）
- ケインズの一般理論について……………柴 田 敬…（ 33 ）
- 中國農業金融の蹤跡……………德 永 清 行…（ 44 ）
- アメリカ經濟管見……………堀 江 保 藏…（ 63 ）
- ラダイツ批判……………穗 積 文 雄…（ 80 ）
- 恐慌と地代……………鶴 嶋 雪 嶺…（ 98 ）
- ベンサムの功利主義體系……………山 下 博…（ 113 ）
- 

[昭和三十一年一月]

京 都 大 學 經 濟 學 會

## ベンサムの功利主義體系

山下博

「いままでに大きな影響を與えてきたイギリスの思想家のなかで、ベンサムはおそらく一般的思想内容においては最も非獨創的であつたかも知れないが、その哲學を實際面に移す手段、方法を見出した點においてはたしかに最も獨創的であつた。」<sup>1)</sup>ベンサム生誕二百年の記念論文においてヴァイナーはこのように述べて、彼の改革者の業績に對し改めて新たな注意を喚起したのであつた。この論文におけるヴァイナーの意圖の一つは、イギリス近代社會の確立期におけるベンサム主義體系の建設的意義を積極的に評價することにあつた。ロピンスはそのベンサム解釋を全面的に繼承しつゝ、とくに古典學派經濟政策論者の一人としてベンサムを評價するという從來にみられない試みを行つた。<sup>2)</sup>他方これに呼應して、經濟理論家ベンサムを發掘しようとする努力がすでにスタークによつて行われ、『ベンサム經濟學著作集』三卷となつて世に現われたのである。<sup>3)</sup>ともあれ、このような二つの方向は、從來不毛であつた經濟學の側からするベンサム研究に新たなスタートを切つたものとして注目し價するであらう。

ところで、ベンサムの功利主義思想は一つの道德哲學の體系として構想されたものであつた。經濟思想はその體

系において一定の位置づけをえ、その位置とともに全體系に占めるその意義と性格とを受取る。したがって經濟思想の把握にはその前提條件として、外枠をなす功利主義體系の構造についての理解が必要となるのである。そこで本稿の課題はベンサムの功利主義體系をごく大まかに概観し、ベンサム思想全體のパスパクティヴを得ておくというところにある。スタークもいうように、經濟思想におけるベンサムの影響というものは、かなり断片的で大部分が現在まで日の目をみることもなかった彼の本來の經濟理論にあるよりも、むしろ廣く彼の社會思想一般に求めなければならぬ。この點からいっても、ベンサム體系全體にわたる見通しを立てておくことは意味なしとしないであつて。

- ① J. Viner, Bentham and J. S. Mill: the Utilitarian Background, American Economic Review, March, 1949. (スモーゲル編、越後・長洲監譯『經濟思想發展史Ⅰ、古典學派、一五六頁])
- ② L. Robbins Theory of Economic Policy in English Classical Political Economy, 1952.
- ③ Jeremy Bentham's Economic Writings, ed. by W. Stark, 3 vols, 1952—54, (以下 Writings と略稱)
- ④ Writings, III, p. 58.

—

ジヤコビニ・ベンサム (1748—1832) は處女作『政府論断片』(1776) においてすでに功利主義的立場を鮮明に打出してゐたが、それは主著『道徳および立法の原理序説』(1789) において確立された。『序説』は特殊には立法論(とくに刑法論)への序説をなすものであるが、同時に彼の全體系に對する方法論的序説の意味をも擔つてゐる。われわれはこれに基づいてベンサム體系の中核をなす功利の原理および功利主義倫理を必要を限りて要約したい。

功利原理の基礎をなすものは功利的人間観である。ベンサムによれば、人間は基本的に快樂を追い苦痛を避けること以外に餘念のない存在、すなわち *pleasure-seeking and pain-fleeing animal* であつた。これは人間意欲の内容を示す自明の經驗的事實であり、證明を要しない公理とされた。そして功利の原理とは「利害關係者の幸福を増大させるか減少させるか、換言すればその幸福を増進するか、それを妨げる傾向をもつようなものかによつて、一切の行動の是非を定める原理である」(Works of J. Bentham, ed. by J. Bowring, 1838~40, (以下 Works と略稱) I, p. 1)。

この原理は社會であれ個人であれ、あらゆる行爲を律したる判断すべき根本原理である。しかるにベンサムによつて「社會とは單なる擬制的團體であつて、これを構成する個々人はあたかもその成員であるかの如くに考えられるにすぎないもの」であるから、社會の利害とはすなわち「それを構成する成員の利害の總和」(Works, I, p. 2)に他ならない。かくて社會の幸福、つまりその成員の「最大多數の最大幸福」こそ功利主義の最高目標となる。

さてベンサムはこのような個々人の幸福、すなわち快樂・苦痛に作用原因ないし手段としての角度から四つの源泉をあげ、これを制裁 (sanction) とよぶ。肉體的、政治的 (＝立法による制裁)、道德的 (＝世論による制裁)、宗教的の制裁がこれである。このうちあとこの三つは第一のものを通じてのみ作用するから、肉體的制裁は他のすべてに基礎たる位置を占める。そして立法家・道德家の任務は、これらの快苦の源泉を人間の幸福のために最もよく作用せしめることによつて最大多數の最大幸福を實現するにある。いいかえると、立法は主として政治的制裁を通じて、道德は道德的制裁を通じて社會的功利の實現という一箇不變の目標を旨するのであつて、兩者は等しく功利主義體系の下に包攝されることとなる。このような規定から道德ないし個人倫理と、立法との關連は次のようにいふことができるであらう。すなわちベンサム體系においては道德と法とは同一原理に立脚するものとして同一平面

上におかれる、問題はただ制裁の相違に、つまり同一目標への異った手段にあるにすぎない。

かくして道徳哲學の全體系を包括して廣義の倫理とよぶならば、それは端的に「人間の活動を利害當事者に最大可能の幸福を生み出すように振向ける技術」(Works, I, p. 125)である。その第一部門たる狹義の倫理すなわち個人倫理 (private ethics) は人が如何にして自分自身の幸福を追求するかを教え、第二部門たる立法は如何にして社會の最大幸福を追求するかを教える。

さて、このように性格づけられた功利主義道徳は徳性に關する内在的な考察を缺き、事象的・外面的な性格を顯著に帯びることとなるであろう。この功利主義倫理の性格は功利主義の問題提起そのものに宿されている。ベンサムが道徳哲學の建設に際して第一の眼目としたのは、それが客觀的な人間性の法則に立脚した科學でなければならぬということであつた。あらゆる形而上學の排斥と經驗的事實の尊重という態度はそこから生れるのである。そして經驗に基づいて人間意欲の内容として提示されたものは、人間の活動は快と苦・利得と損失の對立において運動しそれに盡きる、という認識に他ならなかつた。すなわちここに日常的、感覺的事實として提示される功利の原理とは、上昇期イギリス・ブルジョア階級の恩惟、感情そのものだったのである。ブルジョア階級にとっては自明の事實としてノーマルと考えられていた事柄に、理論的・科學的扮裝を施したもののこそ、ベンサムの功利原理である。人間行為の規矩として功利すなわち快樂の極大が措定されたことは、行為の道徳性が利己心發揮の効率によつて測られることを意味する。この利己心を中心として一元化された倫理こそは、時代の經濟的性格を鋭く反映するブルジョアの實踐のための理論—ブルジョア道徳の名にふさわしいものであつた。要するに、道徳算術とは倫理的行為のブルジョアの合理化に他ならぬ。

ところで、ベンサムは道徳を三つの基本的徳性に分つてゐる。ここにもベンサム特有の方法がうかがわれる。彼はおよそ幸福に關する人間行爲は二つの部分に分けることができると考える。第一は自分以外の何人もそれに對して利害をもたないような部分、第二は自分以外の人々の幸福にも影響を及ぼすような部分である。そして隣人の幸福を考慮するとき、更に二つの場合が區別できる。消極的に隣人の幸福の減少を阻止する場合と、積極的にその幸福を増進する場合とがこれである。それに應じて基本的徳性は(一)自分自身に對する自己の義務の履行に存するところの慎慮の徳 (prudence)、(二)隣人に對する消極的義務の履行である誠實の徳 (probity)、(三)隣人に對する積極的義務である仁愛の徳 (benevolence) の三つとなつた。<sup>10)</sup> かくして、功利原理を倫理的規範とし「啓發された自愛」としての利己心を根源とする三基本的徳性、慎慮、誠實、仁愛——これが功利主義道徳の輪廓である。<sup>11)</sup>

以上のベンサム道徳論の一瞥によつても明らかなように、彼の體系を組立てるものは、無味乾燥で全く此岸的な經驗主義、およびいわゆる二分法 (dichotomous method) と網羅的分類法との徹底的適用による平板きわまる領域分割であつた。そして、この點はベンサム功利主義體系全體に通ずる特色なのである。

① ベンサムは一七八〇年代に功利原理を確立して(『序説』執筆は一七八〇年)、その體系の内容をなす改革プランの立案に着手し、十八世紀中にはこれを成しとげたが、彼が哲學的急進主義運動の主導者として大きな實踐的役割を果すようになるのは、一八〇八年のトリーからラディカルの轉身以後のことである。なおベンサムの傳記については L. Stephen, English Utilitarians, I, 1900, Chap. V, 河合榮治郎「社會思想家評傳」、内田力藏「ベンタムの立法理論研究への序説」(社會科學研究 I、一九四八年)などを参照。

② 功利は次のように定義される。「功利とは、利害關係者にとつて——それが社會一般であればその社會の、特定個人であればその個人の——利益、利得、快樂、善、一口にいへば幸福(これらはすべてこのばあい同一事に歸着する)を生み出す傾向、

(これもまた同一事に歸着するのだが)禍害、苦痛、邪惡、つまり不幸が起るのを阻止する傾向をもつところの、一切の事物のよい性質である」(Works, I, pp. 1-2)。

② Works, I, pp. 14-15. 但し後年『作たる Deontology』に於ては「第五のオクセンブリッド social or sympathetic sanction が加えらるる所」(Deontology, 1834, I, Chap. VII)。

③ cf. E. Haley, The Growth of Philosophic Radicalism, 1928, pp. 26-28. Stephen, op. cit., pp. 270-271

④ 立法と倫理との關係については『序説』Chap. XIX, Sec. I, Limits between Private Ethics and the Art of Legislation を參照。

⑤ ヘンサムの功利主義的立場からする自然法も人權思想の批判については Works, II, (Anarchical Fallacies), Stephen, op. cit., p. 289 ff. 參照。この點は極めて重要な問題であるが、ここでは立入ることはできない。

⑥ 「彼(ヘンサム)は素朴きわまる無味乾燥さを以て近代の俗物、ことにイギリスの俗物を標準的人間として想定する。この變てこな標準的人間とその世界にとって有用なものは絶對的に有用なものである」(カール・マルクス、長谷部譯『資本論』青木文庫(4)九四八頁)。傍点原文。

⑦ cf. G. Biefs, Untersuchungen zur Klassischen Nationalökonomie, 1915, Ss. 220, 222-223.

⑧ ヘンサム道徳論はその基礎となる快・苦の概念をめぐって展開され、その内容は次の諸點にわたる。(一)行爲の動機自體をなす快苦の感覺を説明する感情論 (Pathology) — 快苦の測定、快苦の種類と分類、各種の快苦に對する感受性(四一六章)、(二)快苦の期待によつて決定される行爲様式を説明するべき行爲論 (Dynamics) — 一般的人間行爲、意識的行爲の動機、意圖、素質など(七一―一二章)。これらの點については Stephen, op. cit., Chap. VI, Sec. I-III, W. J. トレヴィニアン、堀・半田譯『イギリス政治思想』第三卷などを參照。

⑨ Works, I, p. 143. さて「Deontology」に於ては「徳性は self-regarding prudence, extra-regarding prudence, negative effective benevolence, positive effective benevolence の四つに區分せらるる」。

⑩ ヘンサムの道徳論には『序説』のほか、晩年の執筆になり遺稿としてホウリングの手で世に出された Deontology (1834) がある。兩者の敘述には幾多の差が認められる。しかし、この書はホウリングの編者としての不手際や非良心的態度のゆえに大

きな信頼をよせられながら、というのが一般の見解のようである。このことは同じボウリング編のヘンサム全集についても、ある程度までいえることである。(cf. J. Bonar, *Philophy and Political Economy*, 1898, p. 227, Note 1, Stephen, *op. cit.*, p. 225, Writings, III, p. 50, etc.)

⑩ これらの點に現われるヘンサムの方法についてはミルの説明を参照。(J. S. ミル、鹽尻公明譯「ヘンサムとコールリッヂ」十頁以下)

### 三

功利の原理に立つヘンサムにとっては、「知は力なり」というベーコンの言葉はそのまま彼の學問觀をも示している。科學もまた人類の幸福増進のための一つの手段なのである。このような見地から彼は科學 (science) と技術 (art) とを區別した。すべての思想、行動は科學と技術の兩面を併有しているのであつて、科學は技術に役立つ點において、またその限りでのみ價值が認められるとされた。かくてすべての科學は基本的に行動に對する指針たるべきものである。この實踐的知識の第一部門「個人倫理」は非國家的行爲を主題としたが、第二部門「立法」は國家に關する行爲を中心課題とするものであつた。この立法の分野、すなわち本來の社會科學の領域に移つても、ヘンサム體系特有の方法は一貫して保持されている。

ところで、法は最大幸福という至高の目標を實現するために、まずマイナーな四箇の目標を追求せねばならない。すなわち(1)生存 (subsistence)、(2)豊富 (abundance)、(3)安全 (security)、(4)平等 (equality) である。したがつてこれらの目標を達成すべき手段、方法の論議とこれら四目標相互の關連の究明とに、法學の中心問題が存するといえる。そしてこれら目標間の相互關係は、同時に狹義の法學と經濟學との關連を解くかぎでもある。ヘンサムはこ



の點について包括的な記述を與えていないが、これをまともめてみるならば次のようになるであろう。四箇の目標は、その内容からみると(1)(2)と(3)(4)とに自ら區別される。けだし、これらの目標はいずれも富の問題と密接な繋りをもつてはいるが、しかも(1)(2)の内容をなすのは端的に富そのものだからである。「豊富」は「生存」を越えるヨリ大なる富であつて、兩者の間には程度差があるにすぎない。兩者は同一の作用に基づくものとして一括して考察されねばならない。しかしその中では、「生存」なくして「豊富」はありえないという意味において、「生存」が「豊富」に勝る目標となるであろう。そこで「經濟學に對しては『生存』と『豊富』の公理および原理が適用される」(Works, III, p. 212)こととなる。かくして、經濟學とは社會的功利の物的表現たる富の生産を伸長することによつて、「生存」と「豊富」とを達成すべき技術に他ならない。これに對し、「安全」と「平等」とを司るものが法學プロパーの領域であることはいうまでもなからう。

この兩分野の目標の相違は、立法の技術的觀點からも區別づけの根據を與えられている。すなわち法は「生存」と「豊富」の二目標(結局それは一つに歸するが)を實現すべく何事をもなしえないのである。法のなしうることといへば、ただ賞罰を行うことによつて或る行爲に對する動機を創出することに盡きる、ところが「生存」「豊富」に關しては、法の手を借らなくとも自然の生み出す動機(缺乏と享樂)だけで充分だからである。「法の觀念が形成される以前においても、缺乏と享樂とは最もうまく規定された法がなしうるほどのことを、この點に關してはすべて成しとげていたのである。あらゆる苦痛を、そして死そのものをさえ伴うところの缺乏は、勞働を命令し、勇氣をふるい立たせ、先見を鼓舞し、人間のあらゆる機能を發展させた。あらゆる欲望の伴侶たる享樂は、障礙を克服して自然の意圖を完成した人々に對する盡きせぬ報酬の源であつた。肉體的制裁の力で充分なのであるから、政

治的制裁に訴えることは餘計なことであらう」(Works, I, p. 303 傍点原文)。結局、法のなしうるのはせいぜい(3)(4)の目標を促進することによって、(1)(2)を側面から援助することにすぎない。「國富を増加せしめる最も強力な手段は財産の安全を維持し徐々にその平等化を圖る如き方策である」(Works, III, p. 202)。このような意味において、「生存」「豊富」の世界は法の力が間接的にしか作用しない領域であり、法の力によってのみ目標の達成が可能であるかまたは法の力が直接的に作用しうるところの「安全」「平等」の世界とは區別されるのである。

ところで、ベンサムがこのような體系化の努力を通ずる導きの糸は、すでに明らかのように技術の觀點であり、目的論的接近であった。そこにみられるのは社會的メカニズムの分析を通じて市民社會の體制的認識にまで到ろうとする志向ではなくして、一定の社會觀の前提に立つた目的論的因果分析による一の技術論體系の展開という意圖であった。けだし、功利主義にあっては社會的幸福は功利の觀點からする合理的な人間行動を通じて達成されるべきものであり、行爲の合理化が中心となるからである。何をなすべきに關する知識が社會科學の内容をなすとされるのはこの意味であらう。

さて、法と經濟との關係が一應規定されたので、つぎに法の積極的領域である「安全」と「平等」との検討に進もう。

まず「安全」であるが、その中核をなすのは所有の安全であるから、彼の所有權論について一瞥を興えておく必要がある。ベンサムの所有權論は「期待」の強調に始まる。期待とは現在と將來を結びつける連鎖であって、行爲の一般的計畫を可能ならしめるものである。所有權は期待、すなわち既存の諸關係に基づいて所有物から一定の利益をえようとする期待の基礎に他ならないが、「安全」の原理とはまさにこの期待の維持を意味する。けだし、期

待の挫折は失望の苦痛を生ぜしめるから、功利の原理に基づいて阻止されねばならないのである。「安全」の原理はこゝでは *disappointment-preventing principle* として作用する<sup>9)</sup>。ところが、「安全」の原理の實現はまったく法のみをよくなしうるところである。法なければ「安全」なく、所有權もない。「財産と法とは出生を共にするのであり、したがってまた死をも共にせねばならぬ」(Wolfs, I, p. 309)。かくして「安全」の原理に則れば、「立法者は現に樹立されている分配を維持すべきである。これが正義の名において正當にも彼の第一の義務と見做されるのである」(Wolfs, I, p. 311)。このようにベンサムは財産權を功利の原理に立脚せしめ、しかもそれを直接に功利原理そのものに基礎づけなくてその派生原理たる「安全」の原理に基礎づけたという點で、ヒュームの思想をそのまま踏襲しているのである。そこでは現存分配關係が前提され、所有權は習慣や既存の觀念連合に基づくものとされた。すべての法や權利を人爲のものとして、一般的幸福に對する効果によって之を評價するという功利主義の批判的性質は消え失せて、習慣や傳統を重視し既存制度を擁護するエドマンド・バーク型の保守的所有權論への著しい接近が認められる<sup>10)</sup>。これがベンサム所有權論の特色ともいえよう。

次に「平等」。ベンサムが四箇の目標の一つとして掲げる「平等」の原則とは、彼自身斷っているように單なる政治的平等ではなく、財産分配に關する平等であつた<sup>10)</sup>。「平等」原理の根據が、彼が精神病理學の原理とよぶプリミティヴな形の限界效用遞減法則によつて與えられたことは、すでに周知のところであらう<sup>11)</sup>。ともあれ、これによつて彼が結論したのは、富の分配が不平等である場合にはヨリ富める者から取つてヨリ貧しい者に與えるならば前者の蒙る損失は常に後者の得る利益より小であること、したがつて各人の富の分配比率が平等に近ければ近いほど總幸福量はヨリ大となるといふことであつた。ちやゆゑ *equality-maximizing principle* である。しかしながら、

ましい目標たる完全な平等は安全と衝突する可能性がある。けだし、「平等は安全と兩立しえないところの一定の財産分配を要求する」(Works, I, p. 308) からである。そこで「安全」と「平等」との関係如何が問題となる。ヘンサムの結論はこうである。「安全は生命の、また生存・豊富の、したがってまた幸福の基礎である。すべてのものはそれに依存する。平等はただ一部分の幸福を生むにすぎない。その上、平等はこれを創出しようとしても常に不完全なものであろう。たとえ平等が一日は存しようとしても、翌日の變革はそれを妨げるであらう。平等の樹立と云うことは一つの妄想である。なしうる唯一のことといえば、不平等を減少せしめることだけである」。それゆゑ「立法における最も重要な目的は安全である」。「安全と平等とが衝突した場合、躊躇することはない。平等は讓歩せねばならぬ」。「平等は安全を害しない場合……すなわち現在の分配を攪亂しない場合には採ってはならぬ」(Works, I, p. 308, p. 311)。こうして「安全」の原理の最高の地位が確立された。同時に明らかになったのは「平等」の目標とは絶對的平等ではなく、安全と兩立しようる限りでの平等、彼自身の言葉を用いるなら the nearest approximation (to absolute equality) consistent with universal security<sup>12)</sup> だといふことである。これに應じて equality-maximizing principle は inequality-minimizing principle に轉化されたわけである。そしてわれわれは「平等」の原理のためにヘンサムの考案した諸々の微温の方策をも、このようなものとして理解することができる。それはあるいは限嗣相續の廢止・均分相續などを含む相續權の規制であったり、あるいは貯蓄銀行制度による一種の社會保險の構想であったりする<sup>13)</sup>。しかし、われわれは今その細部に立入ることはできない。ヘンサムの基本的視角をとらえるには以上で足りるのである。

ては上來概観してきたところによってヘンサムの法學、したがって社會科學の圖式をば簡単に綜括してみよう。

法の四箇の目標は「生存」「豊富」と「安全」「平等」とに二分される。この二領域のうち前者では「生存」が「豊富」に勝り、後者では「安全」が「平等」に勝る。この二目的〔生存と安全〕は生命自體の如きものであるが、他の二つは生命の裝飾にすぎないのである」(Works, I, p. 303)。しかしながら、「生存」は法の力が間接的にしか作用せず自然の賞罰のみで以てこれを促進するに足るところの經濟の領域に屬するのに對し、「安全」は法の力がフルに作用すべき分野であった。つまり「生存」は自發的作用に委ねることによつて意識的に排除され、ただ「安全」によつてバック・アップされさえすればよかつたのである。要言すれば、「豊富」は「生存」の外的延長として「生存」に依存し、「平等」は「安全」に決定的に従屬し、最後に「安全」が「生存」を支持する。その實踐的歸結は、最高の原理としての「安全」すなわち現存經濟秩序の維持、および從屬原理としての「平等」すなわち現存秩序の枠内での漸進的、微溫的改良策——これであつた。

このようなベンサムの思想が彼の市民社會把握に支えられていることはいうまでもない。人をして勤勉ならしめるにはただ肉體的制裁のみで充分であり、問題は各人にその勞働の成果を保證すべき「安全」の原則だけである。ここに觀取されるように、近代社會はベンサムにとつては各人がその勞働の全成果を享受する自然的社會として觀念されたのである。すなわちベンサム思想の根底にあつたのは人間の本質的平等、いわゆる human equality の觀念であつた。そして彼の描いた同質的原子の集合體としての社會の圖式も、彼にとつては單なる構想物であるよりは、むしろ理念化された現實そのものであつた。各人が一人として數えられるところのこの萬人平等の社會とは、經濟的にとらえるならば、基本的に自己勞働に基づく私的所有という小生産者の社會となるであらう。そしてこのようなプチ・ブル的社會像は、彼の主張のすべてに多かれ少かれ基底として横たわつていた。彼が一方では共有地の

私有への轉化を極力推奨しながら、他方では大土地所有よりも小經營をよしとしていること、それはかりてはなく大圖書館も博物館蒐集品、研究所も大企業を運營するに必要な資本も、すべてが分散されねばならないと説いていること、<sup>15)</sup> いずれもその證左ならざるはない。もとより、ベンサムが立っていた十八世紀後半のイギリスの現實はこのような社會圖式を正當とするものではない。數世紀にわたるブルジョアの發展はその總決算としての産業革命を通じて、近代的生産關係とそれに基づく新たな階級分化とを終極的に確立すべき時期に到達していた。しかしながら、進歩に對する樂觀的信頼に緣取られたベンサムの理想は、このような段階における中産階級、それもその下層の眼に映じた社會像に他ならなかった。彼の偏見なり共鳴なりは、すべて彼自身の屬するミドル・クラスのそれだったのである。<sup>16)</sup> 彼が「生存」の問題を専ら個人の責任として怠惰と勤勉という角度からしかとらえることができなかつたのは、このような社會把握に基づくものであった。そのよつて來るところが資本制的私有の本質に對する無理解と、「生産諸關係を法律の產物とみなす」ところの法的幻想の立場とであつたことはいうまでもあるまい。

① science et art の意義については Works, II, pp. 252-253, pp. 255-256 を參照。

② Works, I, pp. 302-303, III, pp. 211-213 など。また Writings, III, p. 303, Note を參照。

③ この點に關する敘述はベンサムの著作の各所に散在してゐるが、Writings, I にはその主要部分が「The Philosophy of Economic Science」と題して收録されてゐる。

④ 經濟學の規定については Works, III, p. 203 ff. の敘述をも參照。

⑤ しかし、ベンサムにおつてはこのような目的論的觀點に立つ實踐的歸結が、完全に自然的調和の樂觀的を清算し切つておらず、又かつてそれに支えられてゐることに注意しなければならぬ。この點については次節參照。

⑥ 「安全」と「平等」および兩者の關係については多くの紹介がある。河合榮治郎「社會思想史研究」、河上肇「經濟學大綱」下巻、堀經夫「經濟と自由」など。以下は體系把握の觀點からの簡略なスケッチにすぎない。

- ⑦ ヘンサムおよび功利主義の所有權論についてはシュラター、明山・濱田譯「私有財産」二五二頁以下、參照。
- ⑧ Works, I, pp. 307~308.
- ⑨ ヘンサムの法制改革、議會改革論における徹底した合理主義と所有權論における保守的經驗主義との間には、明白な對照が認められる。スーク型功利主義とヘンサム型功利主義との對立は「ホイッグの經驗主義とラディカルの合理主義との對立」または「experimental utilitarianism と deductive utilitarianism との對立」(Halévy, op. cit., p. 158, p. 495) とか「科學的に組織された經驗と單なる盲目的傳統」との相違 (Stephen, op. cit., p. 294) とか述べられているが、所有權論に關する限りこの言葉はあてはまらない。このようなヘンサムの二面性は彼の基本的社會像に照らして理解せねばならない。
- ⑩ Works, I, p. 302, Note.
- ⑪ 彼は富と幸福との關係を(i)富が現に所有されている場合(ii)富が獲得される場合(iii)富が失われる場合に分けて考察しているが、中でも(i)の場合が基本になる。そこでは次の五命題が定立されている。
- (1) 富の各分量はそれに對應する幸福分量と連絡している。
  - (2) 不平等な財産をもつ二人の個人の場合、大なる富を有する者が大なる幸福を有する。
  - (3) 富める者の側における幸福の超過はその富の超過ほど大ではない。
  - (4) 同じ理由より、二つの富の量的不釣合が大であればあるほど、幸福量間の不釣合がそれと等しい大ききとなる蓋然性は小となる。
  - (5) 實際の「分配の」割合が平等に近づけば近づくほど、總幸福量はヨリ大となる。
- なお、この結論は個人間の差を捨象し、同質的個人となす場合と成立り。Works, I, pp. 304~307. cf. Works, II, pp. 228~230.
- ⑫ Works, III, p. 211.
- ⑬ 相續權の規制については Works, I, p. 334 ff. 參照。ヘンサムが没頭した Annuity Note の計畫も一種の社會保險を目標としよう (cf. Writings, II)。W. Stark の譯によつて Stark, J. Bentham as an Economist (I), Economic Journal, April, 1941. を知られた。
- ⑭ 例えば彼は次のようにいう。「法は所有權を創造する點において本來の貧困に止まっている人々にも恩恵を與えることとな

った。彼らも多少とも文明社會の快樂、利益、富に與る。彼らの勤勉と勞働とが彼らを財産に對する候補者 (candidates for fortune) の位置に置く」(Works, I, p. 309)。傍點、引用者。

⑮ スタートク、前掲論文参照。

⑯ Works, I, p. 342.

⑰ Works, III, pp. 68~69.

⑱ シュンタター、前掲譯書、二六〇頁。

⑲ Stephen, op. cit., p. 196.

#### 四

前節までにベンサム體系の骨組とその基礎視角とがあらまし明らかにされた。それによれば、「生存」と「豊富」の領域、つまり經濟過程は法の直接的干渉の排除さるべき分野として特徴づけられた。そして「高利の擁護」(1787)にみられるような政府干渉に對する假借なき批判の態度は、ベンサムを以て最も徹底した經濟的自由主義者となす評價を生んだ。この經濟的自由主義の主張はとりわけ『經濟學綱要 (Manual of Political Economy)』、『經濟學原理 (Institute of Political Economy)』等の著作において體系的に展開されている。すなわち彼は「一般的原則」として次のように述べている。「生存または享樂手段の増加という意圖をもつて國富量を増大せしめるためには、何らかの特別の理由がない限り、政府は何事をもなしたり企てたりしてはならない。このような場合、政府のモットーあるいは合言葉は『靜かなれ』ということてなければならぬ」(Writings, III, p. 383)。また自由競争に對する禮讓の言葉も聞くことができる。「自由競争とは最善の財貨を最低價格で供給する人に與えられる報酬と同



義である。それは群がる競争者達が自ら得るつもりでいるところの直接的、自然的な報酬を與えるものである」(Works, I, p. 334)。

このような自由放任の主張に對する基礎づけもまた、功利主義的立場から行われた。ベンサムは先の「一般的原則」につづいてその根據を示しているが、これを要約するならば次の二點に歸着するであろう。(1)概していえば個人は自己の利益の何たるかを最もよく知るものであり、政府が個人のために行うよりもずっと熱心かつ巧妙に自己の利益を求めるものである。(2)政府の干渉は何らかの形で強制を伴い、強制は苦痛を含み、それゆゑに悪である。つまり、自由の原理が通則であつてそれに反對する特別の理由がない限り適用されるという場合、政府の無爲は干渉と苦痛に對立する概念として、いわば消極的な善と見做されていたのである。このようにして「生存」と「豊富」とに關する干渉原則が樹立されたのではあるが、しかしながら、この考え方は反面與うべき利益が受くべき損失よりも大なる限り、法による介入もまた是認されることを含んでいる。けだし、功利の原理に立脚する限り、最大幸福こそが至上命題であつて、自由は必ずしも絶對的なものとはいへないからである。この點について注意すべきは、ベンサム體系の分析において示されたように、彼が四箇の目標のなかに自由を數えていないことであろう。彼においては自由は「安全」の一形態と考えられていた。そして「安全の一部門たる自由は一般的安全に從屬すべきである。なぜなら、自由の犠牲においてでなければ如何なる法も作りえないから」(Works, I, p. 303)と述べられているのである。

ともあれ、一應ベンサムは國家干渉の領域を「安全」と「平等」とに限定した。しかしながら、これとても富の問題と密接な關係を有しているものであつて、それと切離しては考えられない。したがつて「生存」「豊富」の領

域との境界は自ら不分明ならざるをえない。加うるに自由についてのこの柔軟ともいふべき態度を考え合わせるなら、彼の説くところが厳密に政府活動のパンシヴな分野というものを必ずしも固守していいことを認めなければならぬであろう。

このことを例證するために、ベンサム<sup>1)</sup>の立案した經濟的立法を二、三あげてみよう。すでにベンサムは最も初期の經濟問題に對する論稿の中で、不況期における失業救濟策として公共事業を提案していることが注目<sup>2)</sup>をひく。このような態度はのちに引繼がれて、次のような主張に再現する。「立法の一般的原理として、窮民のために規則的な醵金 (contribution) を確立すべし、という規定が設けられてよいであろう。……貧者としての貧者の權利は、所有者としての奢侈品所有者の權利よりも強いのである。というのは、無視された貧者に遂にふりかかってくる死の苦しきは、奢侈品の限られた一部分が失われた場合に富者にふりかかってくる失望の苦痛よりも、常にヨリ大なる害悪だからである」(Watts, I. p. 316)。明らかにここでは社會政策的な國家援助の原理が語られている。また彼は饑饉に備えて食糧貯藏庫の建設を主張する場合にも、その關心は貧困の救助に向けられているが、彼はこの措置を「生存」よりもむしろ「安全」の分野に屬するものと考えていたようである。しかも彼は、時に經濟過程への公然たる介入をさえ認めている。すなわち『最高價格の擁護 (Defence of a Maximum)』において彼は當時の穀物不足に對處して小麦の最高價格を規定することを主張し、この措置に反對する議論 (チャールズ・ロング) を論駁しようとして試みている。先に最高利率の法定に對する鋭い攻撃によって自由主義論者の實を示したベンサムはここでは逆に最高價格の法定を積極的に擁護しているのである。ベンサム<sup>3)</sup>の經濟的著作にはこのような相矛盾する言葉が隨所に交錯して現われ、ともすればわれわれを困惑せしめる。とくに近時、新たな資料が利用できるようになると共

に、ベンサムを徹底した自由放任論者としてとらえる従来のいわば通説ともいふべきものに對して、彼の經濟政策的でないし社會政策的側面を重視する新しい觀方が現われたことは注目すべきところである。<sup>2)</sup>

ではいつたい、ベンサムの經濟論におけるこの二つの側面は彼の全體系からみてどのように解釋されるべきであり、またどのような意味をもつものであらうか。

アレヴィの見解を手がかりとしよう。アレヴィはその大著において、ベンサム體系を通じて個人利益と全體利益との調和を確保するための三つの思想が並存していることを認めた。(1)利害融合の原理 (the principle of the fusion of interests) (2)利害の自然的一致の原理 (the principle of the natural identity of interests) (3)利害の人為的一致の原理 (the principle of the artificial identity of interests) がそれである。このうち、第一形態の果す役割はほとんどに足りない。ベンサムは經濟學の領域においてはスミスに従つて第二の形態をとり、立法の分野ではヒューム、エルヴェシウスに従つて第三の形態をとつた。そして、ベンサム主義の法哲學と經濟哲學のよつて立つこの二つの原理は根本的に相容れないものだというのが彼の見解であつた。<sup>3)</sup>ここにベンサム思想の本質は立法—人為、經濟—自然の二面的對立という形において把握された。これはアレヴィの結論であると同時に新たな問題提起でもあつた。いうまでもなく對立的に取上げられたこの二つの面の關連、したがつて兩者の統一的把握という問題の解決には一方におけるヒューム、エルヴェシウス(とくに後者)との、また他方におけるスミスとの接續繼承關係について立入つた研究が必要とされるであらう。けれどもこの問題はその點ではなく、アレヴィの「經濟—自然的」という把握そのものなのである。というのは新しいベンサム解釋を代表する人々がアレヴィの見解に放つた批判の矢は、まさにそこに向けられていたからである。すなわちヴァイナーはベンサムの經濟思想における人為

的側面の強調から、進んでベンサム體系には利害の自然的調和の理論の痕跡は明示的にも暗示的にも全く存せず、個人の利益と公共の利益とを人爲的に一致させるためのあらゆる努力こそがその本質的特徴なのだという結論に到達した。<sup>9)</sup> アレヴィの二面的把握は人爲的政策一本に切りかえられたのである。だが果して、ベンサム體系は無條件的に人爲的政策の體系であるといつてよいかであろうか。

ひるがえつて考えるに、ベンサムの社會は同質的な個人の集合に他ならず、社會的功利は個人の快樂の總和としてのみとらえられた。そして各個人が功利の原理に則つて出来るだけ多くの快樂を得るように活動することが、とりも直さず社會的功利に適うこととされた。<sup>10)</sup> これはつまり、個人と社會との間に矛盾・對立がなく、個人の追求する快樂が原則として他人の快樂を傷つけないということを意味する。けだし、一人の快樂の増大が他人から快樂を奪い苦痛を與えることによつて達成されるなら、各人の快樂追求は必ずしも社會的功利をもたらす所以ではないからである。<sup>11)</sup> 經濟の領域においては人爲的手段に訴えずとも、自然の賞罰のみでもつて「生存」と「豊實」を確保するに足るという考えの底にもこのような調和論が暗黙裡にひそんでいたものとみるべきであらう。すなわち功利の原理はその根底に樂觀的調和論を含んでいる、もしくは含まずしては成立たないという意味において、一の自然的調和の上に立つドグマなのであつた。<sup>12)</sup>

ところで、ベンサムは歴史的條件の相違に應じて政府干渉の範圍も自ら異ることを指摘している。「富裕度が大きければあるほど、自發的行爲 (spontaneous acts) のリストが大であればあるほど、政府活動 (agenda) のそれは小さく」 (Writings, III, p. 322, Note)。そして經濟的自由の原則の完全な實現は富裕と平等の自然的進歩において最高の段階に到達した國、つまりイギリスにのみ妥當すべきものであつた。彼のブチ・ブル的視野に映じたイギリス市民

社會は、富裕と平等との調和的進歩が自由放任のうちに實現されるべき條件を具えた、または現に具えつつある社會であつた。しかしながら、現實の社會はベンサムの眼にすら近似的にのみ、そのような社會であるにすぎない。

ベンサムの理念とする社會と現實とのギャップは、事あるごとにこの調和的前提の上に立つ彼の主張を現實から背離したものとたらしめた。かくして彼は時々應じて一時的、過渡的な經濟的對策を考慮せざるをえないであらう。

それと共に、經濟的自由がそのうちにおいて實現されるような調和的な社會條件の形成を人為的に促進しようとする努力が現われてくる。國家は個人の自由を制限するためではなく、個人が自由となるために干渉すべきだ、というわけである。<sup>13)</sup> いまこの點を詳論することはできないが、少くともそれは個人の自由を傷つけぬたてまえをとりつつ、社會的規制力を通じて間接的に調和的條件を創出しようとするものであつた。政治的制裁と並ぶ道徳的、宗教的制裁、とくに輿論の力の利用と、エルヴェンクス傳來の人格形成における教育萬能論に基づいた民衆教育とを重視したことは、個人活動の社會的被制約性を強調せんとする意圖に他ならない。<sup>14)</sup> そして民主的議會主義による治者と被治者の利益の同一化の原則も、そのための一方策と考えられる。

ともあれ、ベンサムは一方において現實の社會を富裕と平等の點で最高の段階にあるものとして、彼の理念社會と直接的に同一視することによつて調和論的な經濟的自由主義の主張を展開したが、他方現實の諸矛盾に直面しては一時的な經濟的彌縫策によつて局面を切替けるとともに、ヨリ廣く社會的な見地から調和的な枠組を建設するという仕事を自らに課しているように思われる。かくして彼にあつては現實と理想とが、ザインとゾルレンとが二重寫しとなつて交互に交錯して現われることとなつた。

もとよりこれは矛盾である。こと「生存」と「豊富」に關する限り、政治的干渉の完全な排除を原則としたベン

サムが已むをえず法的規制による最低限の貧民救助の必要を認めなければならなかったことは、彼の體系の破綻を示すものともいえるであろう。しかし、ベンサムの眼には、これも自己の體系にとって致命的な缺陷とは映じなかつたと考えられる。<sup>15)</sup> というのは十八世紀啓蒙思想を特徴づけるところの進歩に對する樂觀的信頼が彼の最後のよりどころとなつていたからである。「われわれが觀察するところでは、農業、製造業、商業によつて繁榮せる國においてには絶えず平等へ向う進歩がみられる。もし法がこれに反對せず——すなわち獨占を維持することなく、商業および取引を制限せず、限嗣相續を認めなければ、大なる財産は別に努力もせず、また革命や動搖もなくして、徐々に分割され、はるかに多數の人々が適度の財産の所有に至るであろう。これは富裕と貧困が作り出す異つた習慣より生ずる自然的結果である」(Works, I, p. 318)。このようにして彼は平等への自然的進歩を謳歌する。ベンサムの理念とする社會は外部から積極的に攪亂しない限り、自然的進歩の結果として實現されるのである。すなわち、理想社會と現實との溝は、兩者は現に一致せんとしつつあり、また結局において一致するものであるという樂觀論によつて埋められてゐるのであつて、その間における經濟面への積極的な介入は如何に重要であろうとも、ひつきよう、一時的、過渡的な方便たる以上の意味を持ちえないのである。このようなベンサムの態度の一例證として、機械に對する彼の見解が参照されるべきであらう。<sup>16)</sup>

要するに、ベンサムにおいては三節までに示された基本的な體系構造(したがつて經濟—自然的の把握)とその實踐的歸結とは、原則上くずされなかつたものと解される。そしてこのような樂觀論に支えられた彼の體系からみると、積極的な經濟面への干渉は本來過渡期の矛盾を糊塗する二次的なものにすぎず、やがてはその存在理由を失うはずのものであつたと考えざるをえない。更に以上の解釋が正しいとするなら、人爲的政策面の強調に基づく

ベンサム把握の新しい態度は、ベンサムの全體像を不當にゆがめる一面的把握であつて、そのままには首肯しがたいものであるといわねばならない。全體系の構造と照らしてこの點を再検討すること—これは結局アレヴィの提起した問題の再吟味につながるのだが—こそ、ベンサム思想把握の要諦ではないだろうか。

- ① これは Institute の敘述であるが Manual にも同様の一般原理が述べられてゐる。cf. Writings, I, p. 223. ただし「Manual to Institute」では、理論的にも全體の調子についても必ずしも同じではない。
- ② ベンサムが時に自由の原理の正當なることを自明の前提となす如き態度をとり、それに對する例外があるならば證明の責任は常に干渉を興えんとする人に歸すると主張してゐる。たとえば Writings, I, pp. 129-130) のも、このような理由によると考えられる。

③ “Employment for pauper manufacturers” (1776) cf. Writings, I, p. 13.

④ 同上 Writings, I, pp. 267-268.

⑤ Writings, III, p. 247 ff.

⑥ ベンサムは Defence of Usury と Defence of a Maximum における自己の主張が首尾一貫してゐないという非難を防ぐことに腐心してゐる。そして原則として政府干渉そのものに反對したことはなく、明確な理由によつて自由に委ねた方がよい場合のみをそうしたにすぎない、と述べてゐる。「私は政府の手というものに感情的にせよ無政府的にせよ、何の恐怖も抱いたことはないし、また抱くことはないだろう。自然權の侵害を云々し、あれやこれやの法に反對する特殊の議論としてすべての法を否定してしまふような歸結を伴う議論を主張するようなことは、アダム・スミスや人權論のチャンピオン達にまかせておこす。私の貧弱な見解からみて利益の側に少しでも余剰が出るような結果を伴う限り、私は政府の干渉を政府の自削の場合と全く同様の満足をもつて見守るだろうし、また政府の投げやりな態度よりも、むしろヨリ多くの満足をもつてみるであろう」(Writings, III, pp. 257-258)。

⑦ 従來の通説の例として A. Held, Zwei Bücher zur sozialen Geschichte Englands, 1881. (Buch I, Kap. 3) をあげよう。

彼は「若干の留保をしつつも基本的には」ヘンサムを典型的なマンチェスター・マンとよび極端な自由主義論者となした。新しい解釋としては「眞の社會政策が私有財産の不可侵よりも優位に立つべきであるというのがヘンサムの確信であつた」と述べるヌターク (J. Bentham as an Economist (2), *Economic Journal*, December, 1946) や「ヘンサム體系をもつばら人爲的政策の體系として把握するヴァイナー (前掲論文) などがあげられる。このようなヘンサム再評價の新しい觀點はとくに近代經濟學の側から、自由放任的時代の終末という危機意識の下に、新しい事態に對處するための思想的よりどころを求めるといふ形で現われたといつてよいであらう。

⑧ Hakey, op. cit., p. 13 ff, pp. 489~491, pp. 498~499, etc. もっともアレヴィはヘンサムのうちにこの困難解決の試みが含まれていることを認めている。なお、このアレヴィの見解に對してはヌターク、ヴァイナー、ロビンズがそれぞれの立場から批判を加えている。

⑨ ヴァイナー、前掲譯書、一六九頁以下、一七三頁。

⑩ 社會的功利の實現という至上目的からすれば個人は單なる手段の意味しか持たないが、その社會的利益なるものが個人利益の集合にすぎないのだから個人は同時に目的となる。「ヘンサムは……個別的利害を普遍的利害の基礎とし……個別的利害と普遍的利害との同一性を認め……この主義の本質上社會的な性質をさらに展開した。……彼は諸對立の克服を本氣に考えないで主語を賓辭に全體を部分に從屬させ、これによつて萬事を逆立ちさせている。彼は最初は普遍的利害と個別的利害との不可分をときながら、あとになって「一方的に個別的利害ばかりにふみ止まっている」。(エンゲルス、イギリスの状態、マル・エン選集、補5、一〇七頁)

⑪ ヘンサム功利主義における個人利益と全體利益との關係については Stephen, op. cit., pp. 311~315, F. Hoffmann, J. Bentham and Ad. Smith, 1910, SS. 42~43 など参照。

⑫ ホフマンは「ヘンサムとヘンサムとは徑路こそ異れ最後の結果たる社會的調和、全體利益と個人利益の一致という點で同一であると説く (Hoffmann, op. cit., SS. 52~53)。これに對しフリーマンは、ヘンサムにおける社會的調和は個人の自利と社會的利益との豫定的一致に基づく有機的統一であるが、ヘンサムの調和とは純粹な算術的加算にすぎないと述べて、その相違を強調している (Briels, op. cit., S. 222)。もとよりこの點の指摘は正しいが、しかもヘンサムの意味での算術的加算が成立つのも



個と全との調和が前提となつてゐるからだということに注意せねばならぬ。

⑬ *Haley, op. cit., p. 507.*

⑭ 馬場啓之助氏はヘンサム功利主義がすぐれて社會的功利主義として展開された點を重視し、異つた視角からではあるがヘンサム主義における功利的人間の社會的制約性を強調されている。(「經濟學の哲學的背景」第四章。)

⑮ 先に示したように(本節註⑥)、ヘンサム自身は自己の體系を貫く目的論的見地を強調することによつてこれに對する回答とした。しかし彼は調和的前提に立ちながらそれを自覺せず、かゝつてその前提そのものから目的論的に自由主義政策を導出してゐたのである。つまりヘンサムの目的論的・政策的志向なるものは、自然的なるものとの決定的對決の方向に役立てられず、むしろ體系の破綻に對する一つの遁辭として役立つてゐるといつてよい。

⑯ 微温的な平等化の政策、一見迂遠なる社會的調和の方策、いずれもこのような樂觀論の基調に立つことによつて充分かつ強力なものとして主張されえたのである。

⑰ 彼は、機械の採用は社會的生産力を増大せしめるが、他面資本權威を高度化することにより過剩労働者を生み出し、これは資本量の増加がなければ吸収されえないことを認識した。しかし彼は直ちに、この困難は一時的なものにすぎないが、機械による富・享樂増加の利益は恒久的である、という樂觀的見解を獨斷的に打出してゐるのである。cf. *Works, III, p. 39, pp. 67~68, Writings, III, pp. 381~393.*